

地域ディレクター(AD)/アシスタント地域ディレクター(AAD)の規定

特定非営利活動法人 NSCA ジャパン(以下、「NSCA ジャパン」という)の地域ディレクター(以下、「AD」という)、およびアシスタント地域ディレクター(以下、「AAD」という)の役割や任務等を明確にし、AD および AAD が、各地域における会員の代表的存在として、また NSCA ジャパンの代表的存在として、各地域で活動できるよう支援することを目的として、本規定を定める。

第1条 AD/AAD の位置付け

1. AD および AAD は、各地域における会員の代表的存在として位置付けられ、当該地域の会員のニーズを把握し、NSCA ジャパンの活動方針のもと、会員・非会員に対して、教育の機会（NSCA 資格認定者に対しては CEU 取得の機会）を提供する。
2. AD および AAD は、各地域における NSCA ジャパンの代表的存在として位置付けられ、AD セミナー、地域 S&C シンポジウムの開催、NSCA ジャパン主催行事の誘致等を行うことで、各地域における関係団体と良好な関係を築くとともに、互いに、情報交換を行う機会を創造する。

上記活動を行うことを通じて、ストレングス&コンディショニング(以下、「S&C」という)およびパーソナルトレーニングの普及を行うとともに、新たな会員を獲得するため、NSCA ジャパンの広報・宣伝を行う。

第2条 AD/AAD の役割

1. AD の役割

- (1) 全国 11 地域の代表的存在として、地域ディレクター委員会(以下、「AD 委員会」という)の委員であり、AAD とともに地域内の会員のニーズ、情報等を取りまとめ、NSCA ジャパン理事会、AD 委員会、および NSCA ジャパン事務局へ報告するとともに、そのニーズに応えられるよう提案や働きかけを行う。
- (2) NSCA ジャパンが推進するセミナーを、NSCA ジャパン事務局と連携して計画する。
- (3) NSCA ジャパンの活動趣旨や方針を、AAD に伝達し、共有するとともに、地域内の連携をはかる。

2. AAD の役割

- (1) 各都道府県の代表的存在として、基本的に各都道府県内で、当該 AD の指示を受け、AD の支援を行う。
- (2) 支援の形態として、AD セミナーの運営補助をするほか、自らセミナーを企画し AD への提案や、AD 不在時のセミナー運営代行なども務める。
- (3) 各都道府県内で行うセミナー等を通じて得た会員のニーズ(主にアンケート結果から)を、当該 AD に報告を行う。

第3条 AD/AAD の規範

AD および AAD は、各地域または都道府県の会員の代表的存在として、模範的な会員としての活動が求められる。

1. 会員の代表的存在として恥ずかしくない模範的な活動を心掛ける。
2. 最新の S&C およびパーソナルトレーニングに関する知識や技術についての情報を収集し、実技レベルの向上のために、自己研鑽に努める。
3. セミナー運営統括者の立場として、CPR・AED 認定について、1年に1回以上の定期的な復習を行い、迅速な人命救助をいつでもできるよう心掛ける。

第4条 AD/AAD に対して提供されるもの

1. 各地域における教育・広報イベントの計画等に必要とされる、NSCA ジャパンの活動計画や活動方針、スケジュール等の重要情報（AAD は AD を通じて提供される）
2. スタッフユニフォーム
3. 活動用名刺
4. その他

第5条 AD/AAD の報酬・費用等

AD、AAD の活動は基本的に無報酬であるが、セミナー運営等に関わる費用等は、別途「AD 費用等規定」に基づいて支給される。

第6条 AD/AAD の応募条件

1. AD の応募条件

以下の5つの条件を全て満たすこと。

- (1) 当該地域で退任する AD からの推薦
- (2) NSCA ジャパンの活動趣旨を理解し、無報酬でその活動を積極的に支援できる人
- (3) 応募の段階で NSCA の認定資格（CSCS または NSCA-CPT）を3年以上継続して保持している人
- (4) 応募の段階で5年以上継続して NSCA ジャパンの会員である人
- (5) 原則として、当該地域の AAD を1年以上務め、1回以上のセミナー企画経験がある人

2. AAD の応募条件

原則として、以下の5つの条件を満たすこと。

- (1) 当該地域ディレクターの推薦
- (2) NSCA ジャパンの活動趣旨を理解し、無報酬でその活動を積極的に支援できる人
- (3) 応募の段階で NSCA の認定資格（CSCS または NSCA-CPT）を保持している人
- (4) 応募の段階で3年以上継続して NSCA ジャパンの会員である人
- (5) NSCA ジャパンの当該地域の活動にボランティア経験がある人、または、その予定がある人

第7条 AD/AAD の応募書類

1. 経歴書（書式は NSCA ジャパンウェブサイトからダウンロード：学歴、職歴、NSCA ジャパンでのボランティア活動、必ず写真添付）
2. AD(AAD)への応募理由と抱負（A4 1枚：1,000字以内）
3. 推薦状：事務局が用意した書式に、上記応募書類を確認した推薦者が署名。

第8条 AD/AAD の審査方法

1. AD

- (1) 第6条第1項に定めるすべての応募条件を満たした候補者は、NSCA ジャパン AD 委員会担当理事との面接（原則としてウェブ面接）を行う。
- (2) 前項に定める面接に合格した候補者は、最終的に NSCA ジャパン理事会にて審査し、決定する。

2. AAD

- (1) 第6条第2項に定めるすべての応募条件を満たした候補者は、AD 委員会にて審査する。
- (2) 前項で定める審査に合格した候補者は、AD 委員会担当理事の面接による審査を行い、決定する。
なお、面接は、NSCA ジャパン総会時、カンファレンス時の年2回を原則とするが、都合を考慮

しウェブ環境を用いた面接とする場合がある。

- (3) 前項で定める審査結果は、理事会へ報告される。

第9条 AD/AADの任期

ADはAD委員として、ADの任期は別途定めるNSCAジャパン委員会規程に従う。

AADの任期は1年とするが、本人が退任を希望する場合(以下1.)と、理事会が退任を命ずる場合(以下2.)を除き、任期は継続更新される。

1. 本人が退任を希望する場合は以下の手続きを行う。

(1) ADが退任を希望する場合、理事長宛ての「退任届」を事務局に提出し、担当理事が確認の上、理事会へ報告を行う。

(2) AADが退任を希望する場合、理事長宛ての「退任届」を事務局に提出し、理事会から権限を委譲されたAD委員会にて確認を行い、担当理事が理事会へ報告を行う。

2. 以下の事由が生じた場合には、理事会にて審議し退任を命ずる場合がある。

(1) 応募資格を喪失したとき

(2) NSCAジャパン定款第2章第9条(会員資格の喪失)に該当したとき

第10条 AD/AADへの委嘱状

新任または継続更新したADおよびAADには、理事長名義の「委嘱状」が送られる。

第11条 地域ディレクター委員会(AD委員会)

1. ADは、年1回実施するAD委員会へ出席することが求められる。

2. ADは、「NSCAジャパンADウェブ委員会」に随時、自由に投稿し、意見、提案することができる。

第12条 地域内会議

希望がある地域には、地域毎AD・AAD用の連絡ツールとして、ウェブ掲示板を事務局が用意する。

2012年6月17日

承認：NSCAジャパン地域ディレクター委員会 担当理事 岡田 純一

2016年3月8日

一部改訂承認：NSCAジャパン理事会

2020年9月11日

一部改訂承認：NSCAジャパン地域ディレクター委員会 担当理事 花田 理